

東伊豆町に移住した

若者夫婦世帯を 応援します!!



東伊豆町に住宅を取得された
若者夫婦世帯に補助します

基本額

30万円

+

町内業者での
新築施工

10万円

+

中学生以下の子1人につき
(最大3人まで)

10万円

詳しくは裏面をご確認ください。

若者定住促進住宅取得補助金

人口減少対策の一環として、若者夫婦世帯の住宅取得の支援による定住の促進を図るため、東伊豆町へ移住し住宅を取得する若者夫婦世帯に対し、補助金を交付します。

補助対象者

- 1 夫、妻ともに満40歳未満の夫婦で、移住後1年未満若しくは取得を機に移住する世帯。
- 2 東伊豆町への移住を機に住宅を新築又は購入をする方。若しくは親族等から無償譲渡等された住宅の建替えを行い居住する方。
- 3 取得した住宅に5年以上居住する方。
- 4 住宅の所有権を共有している場合は、若者夫婦の持分が2分の1以上である方。
- 5 世帯員の全員が移住前の市区町村において税等の滞納がない方。
- 6 その他、交付要綱による

補助対象住宅

- 1 平成29年4月1日以降に契約が成立した住宅。
- 2 居住用部分の割合が延べ床面積の2分の1以上であり、かつ、居住用部分の面積が50㎡以上の住宅。
- 3 取得した住宅が、2親等以内の親族から購入した住宅でないこと。ただし建替えを除く。
- 4 その他、交付要綱による

補助金額

- 1 基本額 30万円とする。
- 2 加算額 ①町内業者が新築した対象住宅を取得した場合：10万円
②補助金の承認申請時において、若者夫婦に中学生以下の子がいる場合：中学生以下の子1人に対し10万円（30万円限度）

申請方法

補助金の交付を受ける場合は、東伊豆町若者定住促進住宅取得事業承認申請書等の必要な書類を用意の上、企画調整課へ提出してください。なお、申請される方は下記までご相談ください。

問合せ先 東伊豆町役場 企画調整課 企画係 ☎95-6202

◎詳細については、東伊豆町ホームページをご覧ください。

